


自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容 (令和 6 年 4 月 1 日適用)

	1日の休息期間	1日の拘束時間	年・月の拘束時間	その他
トラック 	【改正前】 継続 8 時間以上 【改正後】 継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 8 時間下限が週 2 回まで可。 その場合、運行終了後 12 時間以上 を確保。	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内 【改正後】 原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 2 回までが目安 ※宿泊を伴う長距離運送の場合、 16時間が週 2 回まで可。	【改正前】 (原則) 月 293 時間以内 (例外) 月 320 時間以内 【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 284 時間以内 (例外) 年 3,400 時間以内 かつ 月 310 時間以内 ※ 1 月の時間外・休日労働が 100 時間未満となるよう努める	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設) (その他個別の規定あり)
タクシー 	【改正前】 継続 8 時間以上 【改正後】 継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間 【改正後】 原則13時間以下、 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安	【改正前】 月 299 時間以内 (日勤) 【改正後】 月 288 時間 以内 (日勤)	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設)
バス 	【改正前】 継続 8 時間以上 【改正後】 継続 11 時間 以上とするよう努めることを基本、 9 時間 を下限	【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内 【改正後】 原則13時間以下 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安	【改正前】 (原則) 週65時間以内(4週平均) (例外) 週71.5時間以内(同上) ※月換算で 原則281 (例外309) 時間 【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 281 時間以内 (例外 ※貸切バス等乗務者の場合) 年 3,400 時間以内 かつ 月 294 時間以内 など ※ 4 週平均の基準も選択可	・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設) ・ 軽微な移動が生じた場合の特例 (新設)

※ 自動車運転の業務に係る上限規制については以下のとおり。
 ⇒ 時間外労働：年960時間以下（令和 6 年 4 月 1 日適用）